

# 次期エイズ予防指針の改正に向けた 検討について

令和6年6月18日

健康・生活衛生局

感染症対策部感染症対策課

1. エイズ発生動向とエイズ対策の現状 . . . . . 3
2. 次期エイズ予防指針の改正までの流れ . . . . . 14
3. 次期エイズ予防指針の改正に向けた論点の整理 . . . 16

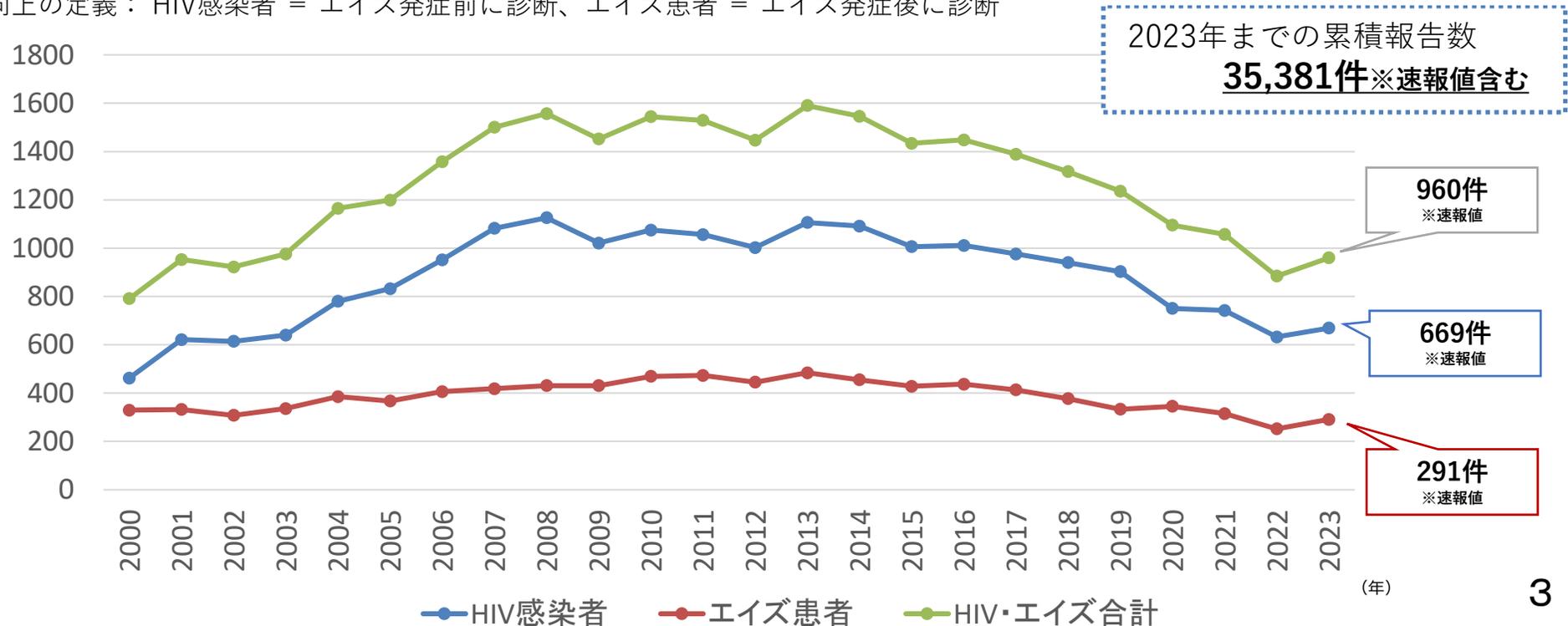
1. エイズ発生動向とエイズ対策の現状・・・・・・・・・・ 3
2. 次期エイズ予防指針の改正までの流れ・・・・・・・・・・ 14
3. 次期エイズ予防指針の改正に向けた論点の整理・・・・・・・・ 16

# 日本の発生動向について①

- ✓ 1990年代から、**HIV感染者・エイズ患者の新規報告数**の合計は増加傾向にあったが、2008年以降は横ばい傾向に転じ、2016年以降2022年まで6年連続で減少したが、**2023年（速報値）は増加**に転じた。
- ✓ 2023年の**新規HIV感染者報告数（速報値）**は、2022年より増加しており6年連続での減少から、増加に転じた。要因としては、新型コロナウイルス感染症の流行以降減少していた保健所等での検査件数が回復したことが影響している可能性がある点に留意し、今後の状況を注視していく必要がある。
- ✓ また、2023年の**新規エイズ患者報告数（速報値）**の増加は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、保健所等での検査件数が減少していたことが影響している可能性が否定できない点に留意し、今後の状況を注視していく必要がある。

## ■新規HIV感染者・エイズ患者報告数の年次推移（出典：厚生労働省エイズ動向委員会）

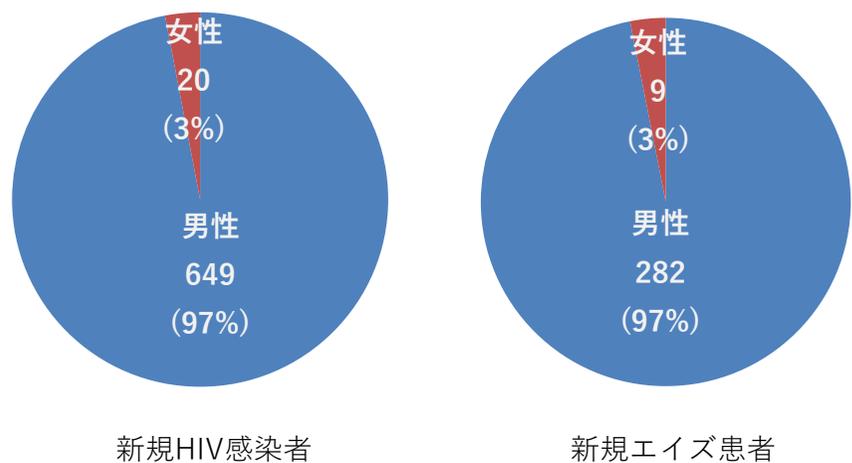
※動向上の定義： HIV感染者 = エイズ発症前に診断、エイズ患者 = エイズ発症後に診断



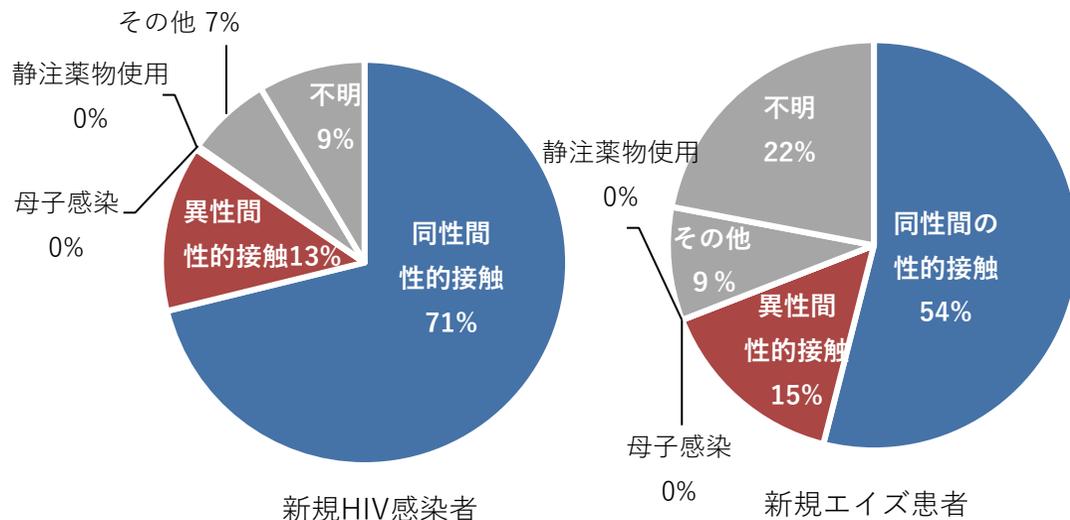
# 日本の発生動向について②

- ✓ HIV感染者・エイズ患者共に**男性が9割以上**を占め、感染経路別内訳をみると**過半数が同性間の性的接触**による。
- ✓ 新規HIV感染者は**20代～30代が全体の7割以上**を占め、新規エイズ患者は**30代以上が全体の9割近く**を占める。

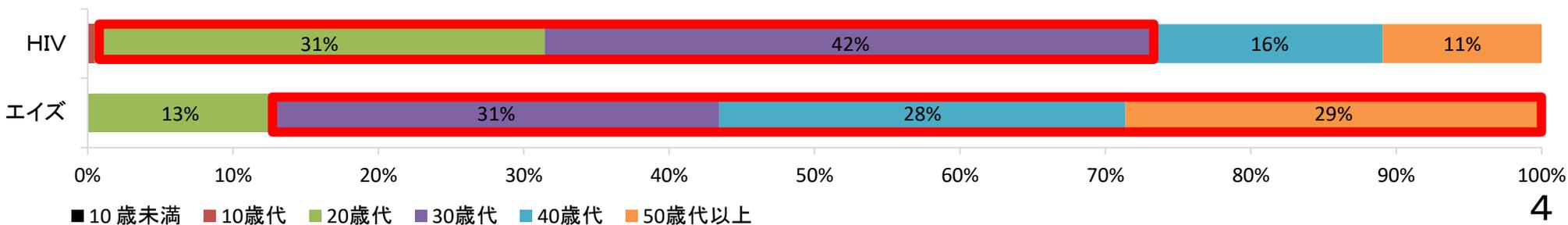
■新規HIV感染者・エイズ患者の性別内訳（2023年）※速報値



■新規HIV感染者・エイズ患者の感染経路別内訳（2023年）※速報値



■新規HIV感染者・エイズ患者の年齢別内訳(2023年)※速報値



# エイズ対策の現状

## 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針とは

- ✓ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第11条において、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた**予防の総合的な推進を図るための指針を作成し、公表**するものとされている。
- ✓ 指針の改正に当たっては、感染症法第11条において、あらかじめ、**厚生科学審議会の意見を聴かなければならない**、と定められている。
- ✓ 特定感染症予防指針を作成する感染症として、厚生労働省令において、後天性免疫不全症候群が規定されており、**直近改正は、平成30年1月18日**である。

### 現在の指針の項目

第一 原因の究明	第五 国際的な連携
第二 発生の予防及びまん延の防止	第六 人権の尊重
第三 医療の提供	第七 施策の評価及び関係機関との連携
第四 研究開発の推進	

# エイズ対策の現状 ～ 第一 原因の究明 ～

## 患者情報の収集・分析及び提供・公開体制

- 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び五類感染症（全数把握対象疾患）の患者等を診断した**医師**

- 指定届出機関（患者定点）の**管理者**  
当該医療機関の医師が五類感染症（定点把握対象疾患）の患者等を診断した場合

届出（第12条）

届出（第14条）

保 健 所

・保健所管内の患者情報の解析

地方感染症情報センター

・都道府県内等の患者情報、病原体情報の解析

保健所設置市・特別区の本庁

都 道 府 県 庁

厚 生 労 働 省

国立感染症研究所（感染症疫学センター）

情報の提供及び公開

国民・医療関係者

図中①：保健所を設置する市又は特別区が存在する場合

図中②：都道府県が直接保健所を設置している場合

# エイズ対策の現状 ～ 第二 発生の予防及びまん延の防止① ～

## 性感染症対策との連携

✓ HIVの主な感染経路が性的接触であることから、性感染症対策と連携し、HIV・性感染症の予防や、早期発見・治療の必要性を啓発するためのポスターやリーフレットを作成し、自治体等を通じて配布。

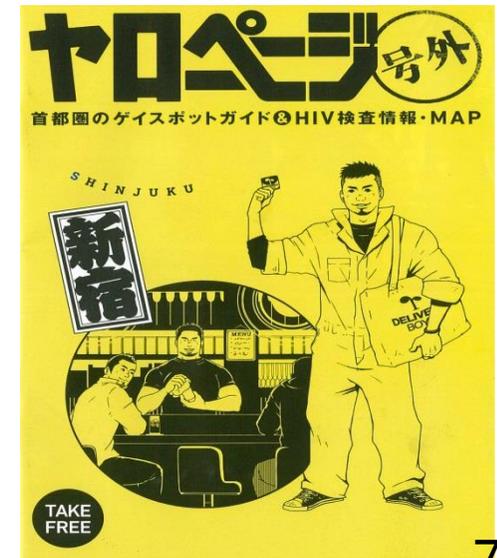
➤ ポスターとリーフレットは、全国の自治体・関係団体等に配布して啓発活動に活用。コンドームは（公財）性の健康医学財団が作成し、併せて啓発活動で活用。



## 個別施策層への対策

✓ HIVの主な感染経路が男性の同性間性的接触であることから、全国7箇所の繁華街にコミュニティセンターを設置し、同性間性的接触をする男性への予防啓発等を実施。

(設置場所) 仙台市青葉区国分町、新宿区新宿二丁目、名古屋市中区栄、大阪市北区堂山町、大阪市浪速区難波中、福岡市博多区住吉、那覇市壺屋



# エイズ対策の現状 ～ 第二 発生の予防及びまん延の防止② ～

- ✓ 国や地方自治体において、HIV検査普及週間（6月1日～7日）、世界エイズデー（12月1日）に合わせた各種イベントの実施やインターネットを利用した情報提供などを実施。

## 【厚生労働省が実施した啓発の例】

### ▼普及啓発イベント開催



HIV検査普及週間イベント  
レッドリボントークライブ2024  
(令和6年6月3日)

世界エイズデーイベント  
RED RIBBON LIVE 2023  
(令和5年12月1日) ※2024未定

### ▼政府広報BSテレビ放送



政府広報BSテレビ  
聞いてナッ得! 「HIV/エイズってなに?」

※その他、インターネットテレビ等の各種  
媒体を用いた広報活動を展開

### ▼「世界エイズデー」 キャンペーンテーマ公募

令和5年度キャンペーンテーマ

あなたが変わればエイズの  
イメージが変わる。UPDATE HIV!

### ▼「世界エイズデー」 ポスターコンクール



- ✓ エイズに関する業務・活動に行政担当者、医療関係者、教育関係者、NGO、学生等を対象に、HIV/エイズに関する医学的、社会的な知識などを習得させることを目的とした研修会を実施。

### ● HIV・エイズ基礎研修会（初任者向け）

HIV・エイズに関する基本的な知識の修得及びHIV陽性者や支援活動への理解向上を図ることを目的として実施。

### ● HIV・エイズ検査相談研修会（経験者向け）

HIV・エイズに関する検査・相談体制の質の向上・充実を図ることを目的として実施。

# エイズ対策の現状 ～ 第二 発生の予防及びまん延の防止③ ～

- ✓ 医療機関において、保険診療としてHIV検査が実施可能。
- ✓ また、保健所等（保健所からの委託事業を含む）において、**無料・匿名**でHIV検査・相談ができる体制を整えており、国、地方自治体等が、積極的に検査の実施を呼びかけている。
- ✓ 特に、「**HIV検査普及週間**」（6月1日～7日）や**世界エイズデー**（12月1日）等の機会を活用し、出張検査を実施している。

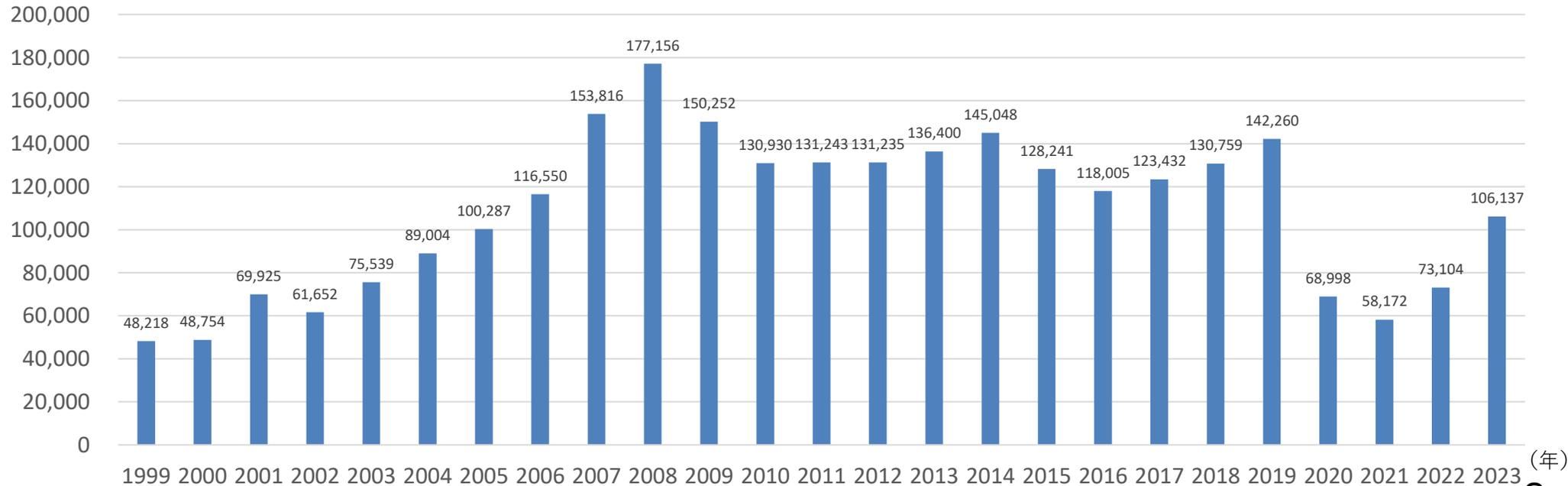


渋谷駅前での街頭キャンペーンの様子

## ■保健所等におけるHIV抗体検査件数

（出典：厚生労働省エイズ動向委員会）

（件）

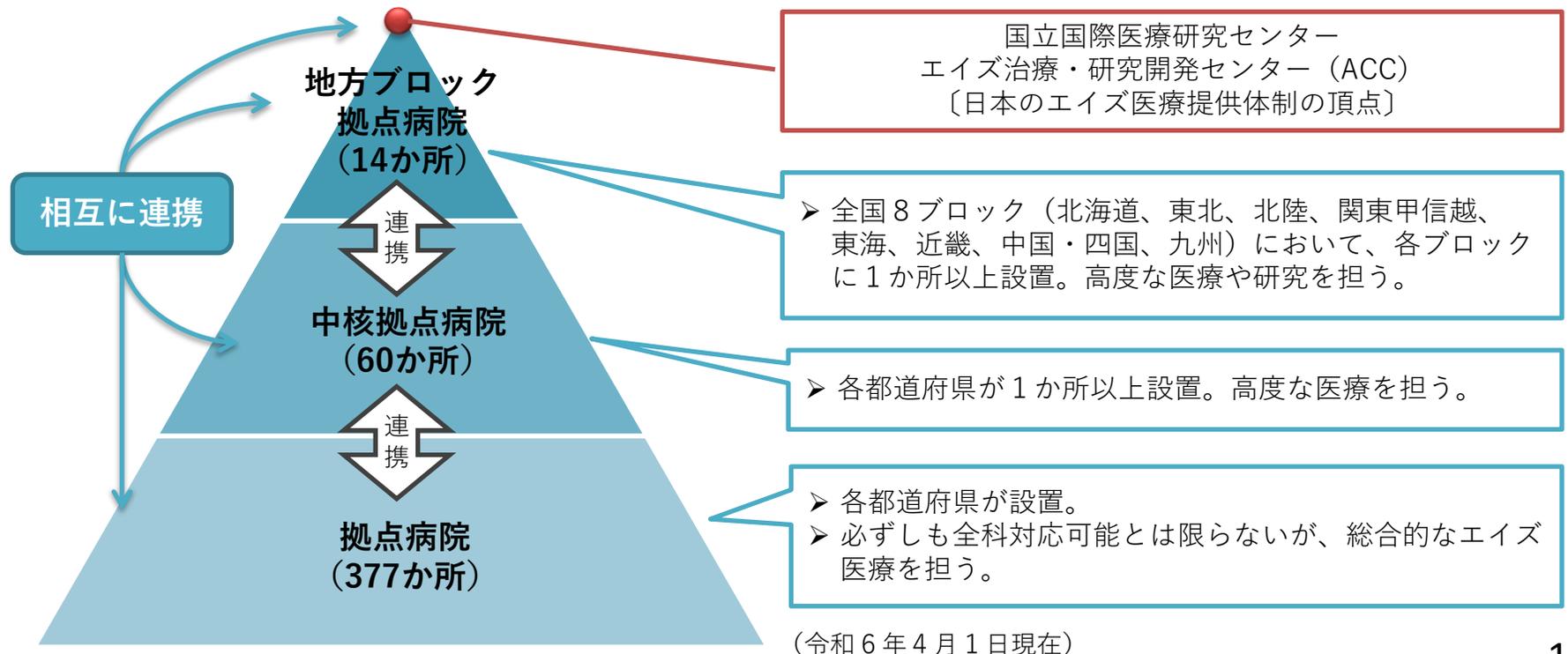


# エイズ対策の現状

## ～第三 医療の提供～

- ✓ 国のHIV治療の中核的医療機関である国立国際医療研究センター、地方ブロック拠点病院、中核拠点病院、拠点病院の機能強化等を推進。
- ✓ また、HIVによる免疫機能障害は、身体障害の一つとして障害者総合支援法に基づく「自立支援医療制度」の対象となり、抗HIV療法、免疫調節療法等の治療費の自己負担額の軽減がなされている。

### ■エイズ治療に関する医療提供体制の仕組み



# エイズ対策の現状 ～第四 研究開発の推進～

## 1 基本的考え方

- ✓ エイズ発生動向の分析を補完する疫学研究、HIV検査受検勧奨に関する研究、疫学的調査研究及び社会科学的調査研究を実施。
  - ・ HIV感染症の医療体制の整備に関する研究（令和5年度～7年度 研究代表者：瀧永博之）
  - ・ HIV検査体制の改善と効果的な受検勧奨のための研究（令和4年度～6年度 研究代表者：今村顕史）
  - ・ コミュニティセンターを活用したMSMに対するHIV感染症の有効な普及啓発方法に関する研究（令和5年度～7年度 研究代表者：塩野徳史）

## 2 医薬品等の研究開発

- ✓ ワクチン、HIV根治療法、抗HIV薬、ゲノム医療を活用した治療法、診断法及び検査法の開発に向けた研究を推進。
  - ・ CD8陽性T細胞誘導治療HIVワクチン開発研究（令和6年度～8年度 研究代表者：俣野哲朗）
  - ・ エイズウイルス完全排除を目指すワクチン開発に関する研究（令和5年度～7年度 研究代表者：保富康宏）
  - ・ 中和抗体によるHIV感染症の治癒を目指した研究開発（令和4年度～6年度 研究代表者：松下修三）

## 3 研究結果の評価及び公開

- ✓ 研究課題については、学識者による評価を実施し、研究成果を公開。
  - ・ エイズ対策研究事業の企画と評価に関する研究（令和6年度～8年度 研究代表者：天野景裕）

## 第五 国際的な連携

- ✓ WHO、UNICEF、UNAIDS、UNFPA、グローバルファンド等の国際機関（外務省管轄の機関を含む）に対する拠出を通じ、国際的な感染拡大の抑制へ貢献。
- ✓ 国際エイズ会議などの国際会議へ研究者等を派遣する事業を通じ、各国との情報共有を行っている。

## 第六 人権の尊重

- ✓ 世界エイズデー（12月1日）、HIV検査普及週間（6月1日～7日）に合わせた各種イベントやインターネットを利用した情報提供などにおいて、患者等に対する偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発を実施。
- ✓ 保健所において、個人のプライバシーに配慮するため、匿名で検査・相談を受けることができる体制を整備。

## 第七 施策の評価及び関係機関との連携

- ✓ 法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省等が参加する関係省庁間連絡会議を行い、総合的かつ効果的なエイズ対策を推進。
- ✓ エイズ予防指針に基づく各自治体の施策のモニタリングを行い、各種施策の効果を経年的に評価するとともに、一元的に進捗状況を把握することで、エイズ対策を効果的に推進。

1. エイズ発生動向とエイズ対策の現状 . . . . . 3
2. 次期エイズ予防指針の改正までの流れ . . . . . **14**
3. 次期エイズ予防指針の改正に向けた論点の整理 . . . 16

# 次期エイズ予防指針の改正までの流れ

- ✓ 後天性免疫不全症候群については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第11条の規定により、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして、当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針を作成し、公表するものとされている。
- ✓ 上記を受け、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成30年厚生労働省告示 第9号。以下「エイズ予防指針」という。）が作成されており、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することとされている。
- ✓ 今回のエイズ予防指針の改正に当たっては、当事者を含め、幅広くご意見を伺うため、「エイズ・性感染症に関する小委員会」開催前に「エイズ予防指針の見直しに向けた打合せ会」を実施し、改正に向けた主な論点を整理した。

## 指針改正までの流れ

前回

### エイズ・性感染症に関する小委員会【4回】

- ①発生動向を含めた現状説明及び研究班からの報告
- ②前回までの議論を踏まえ、課題抽出、論点整理（項目毎の論点提示）
- ③予防指針の改正イメージを作成し議論（構成の改正案を提示）
- ④予防指針の改正案を作成し、議論（改正案文を提示）

感染症部会

小委員会作成の予防指針改正案について審議

今回

### エイズ予防指針の見直しに向けた打合せ会【3回】

- ①発生動向を含めた現状説明(厚労省)及び研究班からの報告
- ②前回の議論を踏まえ、論点整理（項目毎の論点提示）
- ③①②の議論の取りまとめを実施

### エイズ・性感染症に関する小委員会【2回を想定】

- ①予防指針の改正イメージを基に議論
- ②予防指針の改正案を作成し、議論（改正案文を提示）

感染症部会

小委員会作成の予防指針改正案について審議

1. エイズ発生動向とエイズ対策の現状 . . . . . 3
2. 次期エイズ予防指針の改正までの流れ . . . . . 14
3. **次期エイズ予防指針の改正に向けた論点の整理 . . . 16**

# 指針全体の構成について

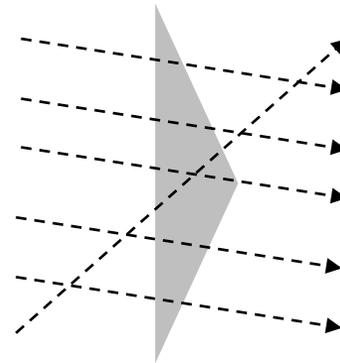
## 【改正の方向性】

- ・エイズ予防指針は国のHIV感染症対策の向かうべき方向性を示す大方針として、施策の方向性を示す内容とする。
- ・基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療を受けることを確保されなければならない観点から、「六 人権の尊重」を「一 人権の尊重」に変更する。

## 【打合せ会での主な意見】

- ・エイズ予防指針の位置付けとしては、施策の方向性を示す内容でよい。
- ・医療の提供や人権を尊重することが直接予防につながるという構造がエイズである。
- ・ヘルスケアを充実すること自体が予防につながるという概念から、「人権の尊重」を「第一」に持ってくることに賛成である。

旧	前文
第一	原因の究明
第二	発生の予防及びまん延の防止
第三	医療の提供
第四	研究開発の推進
第五	国際的な連携
第六	人権の尊重
第七	施策の評価及び関係機関との連携



新	前文
第一	人権の尊重
第二	原因の究明
第三	発生の予防及びまん延の防止
第四	医療の提供
第五	研究開発の推進
第六	国際的な連携
第七	施策の評価及び関係機関との連携

## ① HIV流行終結に向けた目標設定

### 【改正の方向性】

- ・ 国連共同エイズ計画（UNAIDS）の国際的な目標を踏まえ、我が国においても2030年までのHIV流行終息に向けた目標を記載する。
- ・ 理念目標として、「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」ことを記載する。
- ・ 数値目標として、「ケアカスケード（第一に感染者等が検査によりその感染を自覚し、第二に定期的に治療を受け、第三に他者に感染させない状態にまでウイルス量を低下させるという一連のプロセス）の95-95-95目標」を記載する。

### 【打合せ会での主な意見】

- ・ 現在のエイズ予防指針では記載されていない内容であり、前向きな姿勢で良い。
- ・ 基本的に賛成であり、むしろ積極的にこのように記載していくべき。

## ② U = U

### 【改正の方向性】

- ・ 「U=U」（「Undetectable：検出限界値未満」＝「Untransmittable：HIV感染しない」）の文言を記載する。
- ・ 表現は、「HIVは、治療によりウイルス量を一定基準値未満に抑え続けられていれば、他者に感染することはない」とする。

### 【打合せ会での主な意見】

- ・ 「HIVはきちんと治療を受けてウイルスが抑え込まれていれば、人に感染させることはない」ということについて、医師だけでなく、一般国民にも普及する必要があるとあり、U=Uという表現を覚えていただくことで、意味を十分に理解してもらうという狙いがある。
- ・ 表現は、患者目線になって考えるべきであり、「ウイルス量が一定基準未満に～」という記載が望ましい。

## ③ 偏見や差別の撤廃

### 【改正の方向性】

- ・ 医療や福祉の現場において HIV感染者であるという理由のみで診療やサービス提供の拒否、消極的になってはならないことに言及する。

### 【打合せ会での主な意見】

- ・ 医療従事者等がHIVを特別視して診ないということが現場で起きており、HIVに対する偏見や差別は、こうした人々から率先して減らしていかなければ、社会の中でも減少しない。

## ④個別施策層への対策

### 【改正の方向性】

- ・世界的にエイズ施策の鍵となる人々とされている、MSM、性風俗産業の従事者、トランスジェンダー、薬物を使用することがある人、受刑者について明記し、我が国としても、日本に滞在又は居住する外国人を含め、個別施策層として感染動向を把握し、それぞれに配慮した施策を検討していくことを記載する。

### 【打合せ会での主な意見】

- ・個別施策層を定義する上で、感染リスクにさらされやすい人々の人権を尊重することが基本的な考え方である。
- ・トランス男性の中に活発な性行動を取っている人もいるため、トランスジェンダーはMSMとは別に明記することが重要である。
- ・偏見や差別の助長を防ぐため、「薬物乱用・依存者」ではなく、「薬物を使用することがある人」という表現が望ましい。

## ⑤曝露前予防

### 【改正の方向性】

- ・抗HIV薬の曝(ばく)露前予防投与が有用であると報告されていること、曝(ばく)露前予防投与を行うには、定期的なHIV検査、その他性感染症の検査等服薬者の健康状態の観察が重要であることについて記載する。
- ・国は、これらの人々に対する曝(ばく)露前予防投与に関して研究を引き続き推進する必要があることを記載する。

### 【打合せ会での主な意見】

- ・抗HIV薬の曝(ばく)露前予防投与には、事前・事後の検査に加え、適切な医療の介入、健康観察が必要である。
- ・医療による観察や、医師からの処方重要であるが、その体制における地域格差が非常に大きいことが課題である。

## ⑥医療体制

### 【改正の方向性】

- ・エイズ治療拠点病院と地域の医療機関間の機能分担による診療連携の充実を図り、一般の医療の中でも感染者等に対して適切な医療を提供する包括的な体制を整えることが重要である旨記載。

### 【打合せ会での主な意見】

- ・一般医療にも「受け入れてもらう」というスタンスではなく、「診て当然」という記載ぶりに統一するべきである。
- ・知識不足による技術面での不安や偏見差別を解消するため、一般医療／福祉従事者を対象とした定期的な研修が望まれる。

## ⑦ 郵送検査（検査体制）

### 【改正の方向性】

- ・保健所における検査・相談業務について、受検者の利便性を考慮し、夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施することや、一定の検査・相談件数を確保する等の観点から、医療機関・検診施設等に外部委託することや郵送検査の活用の検討など、検査の利用機会の拡大に向けた取組を促進していくことが重要である旨記載。
- ・「3 郵送検査」を「3 検査の利便性の向上」変更し、国は、検査の利用機会を拡大に資するため、利便性をより高めるような新たな検査機会や手法の可能性を検討していくことが重要である旨記載。保健所等は、個別施策層を含む国民に対して広く検査機会を提供するための方法として、検査・相談の外部委託や郵送検査等の活用を検討する旨記載。

### 【打合せ会での主な意見】

- ・個別施策層で検査を希望する方の検査機会を確実に確保するためにも、保健所がひっ迫した際にも検査・相談件数を維持できるための工夫が重要であることを記載できるとよい。
- ・郵送検査は、検査主体によってその実効性に差異があり、精度管理の点で課題がある。
- ・相談体制の確保や医療機関への紹介など、受検者に対して必要な対応について記載した方がよい。

## ⑧ エイズ予防指針に基づいたモニタリング

### 【改正の方向性】

- ・国は、継続的に研究班等から疫学情報及び統計情報の収集、エイズ施策に対するモニタリングを行うことで、本指針の改正に資する評価が可能になるよう努める必要があると記載する。
- ・評価においては、都道府県等、医療関係者、NGO等の関係者に加え、感染者等が主体的に関与していくこと（Greater Involvement of People Living with HIV（G I P A））が重要である旨記載。

### 【打合せ会での主な意見】

- ・予防指針でこうあるべき、こうしたいと書いてあるそれぞれの項目について、モニタリングしていくことが重要。
- ・様々な体制が考えられるが、既存の各研究班がそれぞれの項目をモニタリングしているのか明らかにするというのも方法の一つ。